

## 地域住民団体による公園等の自主管理協定に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、豊中市（以下「市」という。）及び地域の住民団体が、市が管理する公園、児童遊園、緑地、緑道等（以下「公園等」という。）の維持管理に関し、地域住民団体による公園等の自主管理協定（以下「協定」という。）を締結することにより、公園等の良好な環境の保全並びに地域コミュニティ及び愛護精神の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において団体とは、自治会、町会、老人会、こども会その他の地域の住民団体（地域住民5人以上で構成される団体をいう。）をいう。

(対象)

**第3条** 対象となる場所は、豊中市環境部公園みどり推進課が管理する公園等とする。

2 協定区域の範囲は、原則として、対象となる公園等の全部とするが、特に必要があると認めるときは、市と団体が協議の上、当該公園等の一部を区域とすることができる。

(協定)

**第4条** 公園等を自主的に管理しようとする団体は、地域住民団体による公園等の自主管理協定申込書（様式第1号）及び自主管理協定団体会員名簿（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込みを行った団体の活動内容が、この要綱の目的にふさわしいと認めるときは、当該団体と協定を締結するものとする。この場合において、協定を締結した者は、地域住民団体による公園等の自主管理協定書（様式第3号。以下「協定書」という。）を作成するものとする。

3 協定を締結した団体（以下「協定締結団体」という。）が協定書の活動内容を変更する場合は、地域住民団体による公園等の自主管理協定書の活動項目変更届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

4 協定締結団体は、協定書の代表者を変更する場合は、地域住民団体による公園等の自主管理協定書の代表者変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(団体の役割)

**第5条** 協定締結団体は、毎月2回以上の清掃を実施し、公園等が常に美しい状態となるよう努めなければならない。

2 協定締結団体は、ごみの散乱等により公園内が汚損された場合は、臨時に清掃を実施するものとする。

3 協定締結団体は、公園等の施設の故障、不具合箇所等を発見した場合は、速やかに市へ連絡を行うものとする。

4 協定締結団体は、次の各号に掲げる活動の中から自主的に選択した活動を行うことができる。

- (1) 公園等の除草
- (2) 公園等の樹木へのかん水
- (3) 公園等における花だん活動
- (4) 公園等利用並びに苦情、要望の調整
- (5) 公園等における竹林整備
- (6) その他協定で定める活動

5 協定締結団体は、毎月、市長に対し、地域住民団体による公園等の自主管理協定に基づく活動報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

（市の役割）

**第6条** 市は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 樹木の管理（剪定、害虫駆除、補植等）
- (2) 公園等施設の修理・改修
- (3) 自主管理活動に必要な清掃用具等の提供
- (4) 自主管理活動に団体からの要請に基づく指導、助言等
- (5) 花だん活動のための種子、球根等の提供及び用具の貸与
- (6) 清掃活動等で発生したごみの収集
- (7) その他協定で定める事項

（交付金の交付申込み）

**第7条** 交付金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、地域住民団体による公園等の自主管理協定に基づく交付金申込書（様式第7号）を提出しなければならない。

（交付金の交付決定）

**第8条** 市長は、前条に規定する申込みがあったときは、当該申込みに係る活動を確認のうえ、交付金の交付決定を行う。

2 交付金の額は、次の算式により算定するものとする。この場合において、当該算式中の基準額、割増A及び割増Bの値は、それぞれ次の表に定める値とする。

$$\text{交付金の額} = \text{基準額} \times \{1 + (\text{割増A}) + (\text{割増B})\}$$

（基準額）

協定面積 (㎡)	基準額 (円/年)
500未満	20,000
500～1,000未満	30,000
1,000～3,000未満	40,000
3,000以上	50,000

（割増A）

第5条第4項第1号から第4号及び第6号に掲げる活動から団体が選択する活動の数	割増A
--	-----

1	0.2
2	0.4
3	0.6
4	0.8
5以上	1.0

(割増B)

第5条第4項第5号に掲げる活動の面積 (㎡)	割増B
3,000未満	0.2
3,000～10,000未満	0.5
10,000～20,000未満	1.0
20,000～30,000未満	1.5
30,000～40,000未満	2.0
40,000～50,000未満	2.5
50,000以上	3.0

- 3 協定を締結した日（以下「協定締結日」という。）が年度途中の場合は、当該協定を締結した月（以下「協定締結月」という。）の翌月（協定締結日が月の初日であるときは、当該協定締結月）から起算した月割計算により、その年度の交付金を交付する。この場合において、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 4 協定を解除した日（以下「協定解除日」という。）が年度途中の場合は、当該協定を解除した月（以下「協定解除月」という。）の前月（協定解除日が月の末日であるときには、当該協定解除月）までにおける月割計算により、その年度の交付金を交付する。この場合において、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 5 市長は、第1項の規定により交付金の交付決定を行った場合には、地域住民団体による公園等の自主管理協定に基づく交付金決定通知書（様式第8号）により、決定の通知を行うものとする。

(交付金の交付)

**第9条** 市長は、前条第5項の決定の通知を受けた者から、交付金請求書（様式第9号）により請求を受けたときは、速やかに交付金を支給するものとする。ただし、市長は、第7条の交付金と同一の目的に対して給付される報奨金等を受けている団体に対しては、交付金を支払うことができない。

(協定の解除)

- 第10条** 市長は、協定締結団体から協定を解除する旨の申出があった場合又は当該協定締結団体が協定の内容を履行しないと認められる場合は、協定を解除することができる。
- 2 協定締結団体が前項の申出を行う場合は、地域住民団体による公園等の自主管理協定解除届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(交付金の返還)

**第11条** 市長は、交付金の交付決定を取り消し、又はその決定の内容を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、相当の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(その他)

**第12条** 協定に定めのない事項については、その都度、市と団体とが協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年 1月 1日から施行する。